

令和2年度あきる野市特定教育・保育施設等指導検査結果

令和2年度に市内の特定教育・保育施設等9施設に対して指導検査を実施しました。指導検査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導検査実施施設

No	施設名	施設（事業）種別	実施日
1	よつぎっ子えん西	小規模保育事業者	令和2年8月6日
2	よつぎっ子えん東	小規模保育事業者	令和2年8月27日
3	秋川文化保育園	小規模保育事業者	令和2年9月2日
4	たまがわベビーハウス	小規模保育事業者	令和2年9月8日
5	多摩川幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和2年9月8日
6	ほうりんじ幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和2年9月10日
7	草花幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和2年9月16日
8	すもも木幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和2年9月17日
9	家庭保育室ひまわり	小規模保育事業者	令和2年9月24日

2 指摘のあった検査項目の内訳

	文書指摘	口頭指摘
運営管理	1	1 2
保育内容	0	2
会計経理	0	0
合 計	1	1 4

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
掲示	施設の見やすい場所に重要事項を掲示すること。	・特定運営基準第 23 条、第 50 条	4
秘密保持	職員に対して業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。	・特定運営基準第 27 条、第 50 条 ・家庭運営基準第 20 条	2
内容及び手続の説明及び同意	保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ること。	・特定運営基準第 38 条	2
サービスの質の評価等	提供する保育の質について、定期的に外部の者による評価を受けること。	・特定運営基準第 45 条 ・家庭運営基準第 5 条第 3 項、第 4 項 ・社福法第 78 条	2

※全ての指摘事項が令和 2 年度内に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

特定運営基準：あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 29 日条例第 13 号）

家庭運営基準：あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 29 日条例第 12 号）

社福法：社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）